

2023年度日本財団「子ども第三の居場所」事業募集にかかるQ&A

<目次>

1. 自治体協力届出・協定書について

- (1)自治体協力届出について
- (2)協定書について
- (3)共通・その他

2. 申請について

- (1)対象となる団体・法人格について
- (2)対象となる事業について
- (3)複数拠点設置について
- (4)申請資料について
- (5)その他

3. 開設事業について

- (1)土地について
- (2)建物について
- (3)外構について
- (4)建築見積書・設計などについて
- (5)工期・事業期間について
- (6)その他

4. 運営事業について

- (1)土地・建物について
- (2)常設ケアモデルについて
- (3)学習・生活支援モデルについて
- (4)コミュニティモデルについて
- (5)対象者・利用人数について
- (6)事業要件について
- (7)対象となる費用について
- (8)その他

5. その他

- (1)事業運営について
- (2)開設・運営共通:対象となる費用について
- (3)次年度以降の募集・採択数などについて
- (4)その他

※2022年09月27日更新

カテゴリ	中項目	番号	質問	回答
1.自治体協力届出・協定書について	(1)自治体協力届出について	①	自治体協力届出を「区」として提出することは可能でしょうか。	可能です。様式に市と例示してありますが、政令指定都市の場合は区でも問題ありません。また、区単位で生活保護や児童扶養手当の受給状況を管理しており、生活困窮世帯を含め生きづらさを抱えた子ども達の状況を把握し、アウトリーチへのご協力が可能であれば、区からのご提出で結構です。「本市」と「本区」の書き換え、公的扶助の対象児童数を「区単位」での人数としてご記入ください。
		②	自治体協力届出の記4「連携・協働」とは具体的に何を示しますか。	「連携・協働」は、拠点の案内チラシの配布や支援が必要な世帯・児童をおつなぎいただくなどの児童集めの協力、専門機関や地域の支援者との連携構築のサポートが具体的な内容となります。
		③	自治体協力届出の記4に「運営団体への対象児童の紹介等」との記載がありますが、運営団体に個人情報の提供を行うということでしょうか。	運営団体への個人情報の提供を求めるものではありません。「運営団体への対象児童の紹介等」につきましては、例えば、自治体から対象世帯への拠点案内チラシの配布や直接的な拠点の紹介などを指します。必要な世帯に支援が届くには周知が不可欠ですので、できる範囲でご協力いただけますと幸いです。
		④	自治体協力届出は、拠点設置場所の自治体でなければならないでしょうか。団体住所の自治体による届出提出は可能ですか。	拠点設置場所の自治体による届出書を提出してください。(複数拠点を設置する場合であっても)団体住所の自治体による届出書の提出は認めることができません。
		⑤	自治体協力届出は、教育委員会や社会福祉協議会等の自治体に関連する組織に依頼してもよいでしょうか。	社会福祉協議会による提出は受け付けておりません。教育委員会は、協力届出及び協定書の内容がB様式の提出に限り、協定書を首長名で締結できる場合において、認めることもありますのでご相談ください。
		⑥	自治体協力届出の「就学援助世帯数」について、集計の都合上、就学援助を受けている「人数」の記載でもよいでしょうか。	世帯数での回答が難しいようでしたら、人数の記載でも問題ありません。
		⑦	自治体協力届出はどこの部署に相談したら良いですか。	部署についても自治体により所掌が異なりますので、自治体にご相談頂きご判断ください。ご相談される際には、今までにどういった活動を行っており、日本財団の事業への申請を行いたいこと、自治体との連携が必須であることをご説明ください。
		⑧	自治体協力届出について、様式Aと様式Bどちらでの申し込みが多いですか。また様式による採択率の違いはありますか。	自治体として事業継続がなされる様式Aの方が、継続性の観点で高く評価しています。申請時の提出割合は様式Bの方が多いです。
		⑨	自治体協力届出に関して公的扶助対象児童数については、自治体でとらえている直近の人数が良いですか。また、時点の記載は必要ですか。	直近の人数で構いません。時点ももし可能でしたら追記いただけますと幸いです。
		⑩	自治体協力届出の様式は変更可能ですか。	趣旨が変わるものでなければ変更可能です。事前にメールで修正提案を頂きたいとお願い致します。
		⑪	事業実施には自治体の協力が必要とのことですが「自治体協力届出様式」を提出する場合、この「自治体」とは、市町、区だけでなく、県も含まれますか。県が、「自治体協力届」や「自治体事業として継続を予定」という部分も含め、協力をすることであれば、その後の事業継続に関することや、事業費の負担などについても県が担うということでしょうか。	「自治体」は、助成事業終了後に事業主体となる市区町村の基礎自治体を想定しています。したがって、助成期間終了後、基礎自治体ではなく県への事業移管を想定されるようでしたら、例外的に県に協力届出をご提出いただくことは可能です。なお、現時点で本事業において、3年間の助成期間終了後、基礎自治体が県の補助金を活用して事業継続している事例はございますが、県が事業主体となっている(なる予定がある)ケースはございません。
		⑫	自治体協力届にて公的扶助の対象児童数を報告する理由を教えてください。	地域のニーズを確認するために対象児童数の記載をお願いしております。直近の人数をご記載いただけますと幸いです。
		⑬	自治体協力届出Aの記6「本助成金の交付終了後も本市の事業として継続できるように必要な措置を講ずる」との記載がありますが、こちらは助成終了後、運営費(事業費)の支援を約束するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

1.自治体協力届出・協定書について	(2) 協定書について	① 自治体から団体への情報提供は生活保護等の手当を受けている世帯数のみとし、具体的な世帯の紹介は行わなくても大丈夫でしょうか。	各自治体により協力体制は異なります。必要としている世帯に支援が届くよう、可能な範囲での御協力をお願い致します。
		② 協定書を締結する時期はいつですか。3モデルにより締結時期、方法は異なりますか。	助成契約が開始となる事業開始年度月以降の締結を予定しております。モデルによる締結時期、方法の違ひはございません。
		③ 協定締結する際、調印式は実施しますか。実施しない場合は、郵送でのやり取りでしょうか。	調印式は、自治体や団体のご希望に応じて実施しております。式典を実施しない場合は郵送でのやり取りで締結しております。また、モデルによる締結方法の違ひはございません。
		④ 同地域で複数団体が事業を実施する場合、それぞれの団体との協定締結が必要になりますか。また、協定内容は同じでなければいけませんか。	それぞれの団体との協定締結が必要です。協議の上、各協定書の内容に差異が生じることがあります。
		⑤ 協定書(様式A)について、自治体の事業として継続するとは具体的にどのような範囲を指していますか。	自治体の事業として団体への運営委託や補助事業のケースやが多いですが、自治体の直営として継続しているところもあります。他にもさまざまなケースが想定されます。
		⑥ 協定書Aの締結のもと、自治体が事業継続した時の運営形態として、自治体から民間団体に対して委託する、または、民間団体を指定管理者とするという形態は認められますか。	可能です。
		⑦ 協定書Aの締結後、3年後に自治体が予算措置できなかった場合はどうなりますか。	本事業で自治体として事業継続をお約束いただいていた場合で予算措置できなかったという事例はこれまでのところ発生しておりません。
		⑧ 協定書Aに記載されている「効果検証の実施」について、具体的にどの程度の検証ですか。	効果検証の内容については個別に調整させていただき予定です。
		⑨ 協定書Aを締結して開設した建物や設備は、助成終了後、自治体に移管されますか。	建物の所有者や契約状況により異なりますので、個別にお問合せください。
		⑩ 協定書Aを締結し、助成期間終了後、委託等により自治体で事業を実施するにあたっては、入札等により、それまで実施していた団体(申請した団体)とは別の団体に委託する可能性もあります。問題ないですか。	入札等の結果により別の団体に委託いただくことは問題ありませんが、本事業の内容は継続いただく必要があります。
		⑪ 協定書Aを締結し、助成期間終了後、事業継続はどのように確認しますか。数年間は事業についての報告書を提出してもらうことや、自治体の協働、支援の内容を確認する等ありますか。	助成期間終了後の事業継続については、助成契約書にて最低5年間は事業継続いただく旨を規定します。助成期間終了後は報告書の提出義務はありません。
⑫ 協定書Bを締結し、助成期間終了後は団体が自主事業として継続します。例えばもし、団体が申請時の聴取では事業を継続するとしていたにも関わらず、何らかの理由により助成期間終了後事業継続が困難となった場合、自治体に責任は問われますか。	助成契約書において、助成期間終了後最低5年間は事業を継続いただく旨を規定しますが、団体の自主財源で継続する場合には、事業継続の責任は団体にあります。自治体に直接責任が問われることはございません。団体が万が一継続できなかった場合の対応については個別の事情に応じて協議させていただきます。		
(3) 共通・その他	① 自治体協力届出の提出、協定書の締結は必須ですか。	必須です。	
	② 自治体協力届出・協定書の文言の削除・修正をすることは可能ですか。	基本的に条項そのものの削除は認められませんが、文言を具体的にするなどの修正は認められる可能性がありますので、まずは変更案をご相談ください。また、協定書については、助成事業決定後に三者で改めて文言について協議、確認をいたします。	
	③ 助成期間終了後の自治体による事業継続の意思は、どの程度のものが必要でしょうか。	自治体協力届出のA様式を申請時に御提出頂きます。内容は助成終了後に継続して必要な措置を講ずるものというものです。事業決定後に当該条項を含めた三者協定を自治体首長、団体代表、当財団会長で締結致します。	
	④ 自治体協力届出及び協定書は様式が2種類ありますが、事業途中で申請時に提出した様式から別の様式に変更されることはあり得ますか。	様式Bで申請したが、自治体による協力を得られた結果様式Aに変更することはあります。様式Aで申請したが、事業途中から団体事業となり様式Bとなることは想定していません。	
	⑤ 助成終了後に自治体が予算措置のうえ各自治体の事業として継続する場合、申請時点において自治体が4年後の予算を担保することは困難であり、各自治体でも苦慮しているところと考えるが、どのように考えていますか。また、対応策や他自治体の対応状況があれば教えてください。	自治体協力届出様式Aのご提出の段階では、助成期間終了後の予算確保に向けて、自治体として、議会や関係機関などのご調整など最大限のご協力を頂けることを確認させていただけたらと存じます。申請段階における自治体の対応状況は様々ですが、首長の判断をいただいたり、議会でご説明いただいたりしている場合もあると把握しています。	
	① 株式会社等の営利法人は助成の対象になりますか。	助成対象外です。助成対象はNPO法人などの非営利団体のみとなります。詳細は募集要項をご確認ください。	
	② 今年度団体を設立しました。法人格を取得してからの団体実績が乏しいです。申請することはできますか。	可能です。その場合、提出書類とされている前年度活動報告書や賃借対照表などの代わりに、今年度の活動計画書など提出可能な財務諸表をご提出ください。	
	③ これまで市民活動としてボランティアで活動してきて、現在は法人化に向け準備中ですが、申込可能でしょうか。	今回の募集の対象となる団体は、日本国内にて法人格を取得している非営利活動・公益事業を行う団体となりますので、申請時に法人格を有していない任意団体は対象外となります。必ず法人格を取得した後にご申請ください。	

2.申請について	(1) 対象となる団体・法人格について	④ 一般社団法人、一般財団法人について、非営利型へ定款変更が必要な場合、期限はありますか？	10月申請受付期間内、Googleフォームによる申請申し込み時が期限です。
		⑤ 学校法人、医療法人、認可地縁団体は申請団体の対象となりますか。	医療法人は社会医療法人のみを対象とします。いずれの場合も、非営利性が担保できるかを確認させていただくため、定款・寄附行為等の提出が必要となりますので、個別にご相談ください。
		⑥ 複数団体による事業実施は可能ですか？	可能です。ただし複数団体が連携して事業を実施する場合であっても、申請主体(助成金の受け手)となり、事業実施責任を持つ団体は団体のみとなります。
		⑦ 任意団体として活動しています。非営利の法人格を取得する場合、申請時に法人取得が必要ですか。採択時ではだめでしょうか。	必ず、申請時までには法人格を取得してください。
		⑧ 現在、通常の一般社団法人ですが実態が非営利のため、来年度までに定款を非営利型にするかNPOに変更しようと考えています。契約までに変更する計画であれば審査の対象になりますか。	なりません。申請時までに変更していただく必要がございます。
		⑨ 非営利徹底型の一般社団法人です。法人運営の為、駐車場や会場貸しの事業をしていますが申請可能でしょうか。	可能です。非営利徹底型であれば収益事業を実施していても問題ありません。
		⑩ 団体からではなく、自治体による申請も可能ですか。	自治体が主体の申請は本募集要項の対象外となります。自治体主体の事業実施申請は当財団と連携協力して「子ども第三の居場所」を推進している(公財)ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が実施している公募において申請を受け付けます。詳細はこちらをご覧ください。 https://www.bgf.or.jp/activity/daisan-ibasho/2021/index.html
		⑪ 子ども第三の居場所事業実施のために新たに別団体を立上げ、活動していきたいです。申請は可能ですか。	可能です。新規に立上げる団体について、対象となる団体は募集要項をご覧ください。申請時に必要な提出書類は、新規に立上げる団体の今年度の活動計画書等だけでなく、これまで活動してきた団体の財務諸表や実績を示す資料をご提出頂く必要があります。
		⑫ 今から新たに法人を立ち上げた場合でも申請は可能でしょうか。また、一般社団法人とNPO法人ではどちらが申請に適しているでしょうか。	申請時までには法人格を取得いただければご申請は可能です。また、一般社団法人・NPO法人どちらのご申請でも構いませんが、一般社団法人の場合は非営利型のみ対象となります。
		⑬ 任意団体として活動している社会福祉協議会です。申請は可能でしょうか。	法人格を持たない任意団体による申請は対象外となります。

2.申請について	(2)対象となる事業について	①	すでに類似の活動を開始しているのですが、申請はできますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行う必要があります。
		②	放課後児童健全育成事業費等補助金で学童を運営しているPOです。「子ども第三の居場所」の取り組みに興味があるのですが、申請は可能ですか。	可能です。例えば、学童としての運営時間終了後(平日の8時以降など)に、同じ施設内で子ども第三の居場所の「学習・生活支援モデル」または「コミュニティモデル」として事業を実施し、困難度の高い児童に対して学習支援や夕食の提供を行うなどが考えられます。
		③	類似の学習支援事業をしています。「学習・生活支援モデル」として申請を行ってよいのでしょうか。	現在、すでに学習支援事業を行政からの補助金委託費等で運営をしている場合、補助金/委託費の対象外の新たな追加分(小学生低学年への対象拡大や生活支援の追加等)を助成事業として実施していただけます。
		④	現在、外国人児童生徒の学習支援と一般の子ども食堂、両方実施しておりますが、対象になり得るでしょうか。	募集要項に記載の事業要件と申請資料の提出を満たすことができれば対象となります。
		⑤	フリースクールは対象となりますか？	フリースクールが午前中のみ、不登校児を対象とするのであれば、放課後に通ってくる児童も対象として頂きたいため対象外となります。放課後に通ってくる児童も対象となるのであれば対象内となります。
		⑥	医療的ケア児の放課後等デイサービスを運営しています。現事業との併用は可能でしょうか。	「医療的ケア児への支援」が主目的となると事業の趣旨と異なりますが、小学校低学年の子どもを中心に対象とする中で、医療的ケア児が含まれているのは問題ありません。放課後等デイサービスで補助金を受けられている場合、その事業と本事業を明確に分けていただき、費用の重複がないようにしていただく必要があります。また、事業内容が本事業の内容(小学校低学年の子どもの放課後の居場所)に沿うかどうかという観点からも審査をさせていただきます。
		⑦	母子生活支援施設の運営をしています。入所児と退所児を対象に申請することは可能ですか。	可能です。母子生活支援施設で補助金を受けられている場合、その事業と本事業を明確に分けていただき、費用の重複がないようにしていただく必要があります。また、事業内容が本事業の内容(小学校低学年の子どもの放課後の居場所)に沿うかどうかという観点からも審査をさせていただきます。
		⑧	放課後児童クラブ、学童、放課後等デイサービスを市の補助金で運営しています。これに合わせて、困難児童などの受け入れを行う場合、市からの助成を受けながら第三の居場所事業の申請をすることは可能ですか。	現在、すでに行政からの補助金委託費等で運営をしている場合、補助金委託費の対象外の新たな追加分(小学生低学年への対象拡大や生活支援の追加等)を助成事業として実施していただけます。市からの補助とは事業を区分してもらい、場所が同じでも時間を変える等、事業費の按分をして頂ければ可能です。
		⑨	困難度の高い子どもへの支援ではなく、経済困難もない比較的裕福な家庭に対して小学校以外の第2のポジティブな選択肢としてのオルタナティブスクールを作りますが、対象外でしょうか？	困難度の高い子どもを対象としていないのであれば、対象外です。
		⑩	外国籍の子どもを対象に放課後の居場所事業を実施しています。外国籍の子どもだけでなく、対象者を拡大すれば申請は可能ですか。	「外国籍の子どもへの支援」が主目的となると事業の趣旨と異なりますが、小学校低学年の子どもを中心に対象とする中で、外国籍の子どもが含まれているのは問題ありません。
		⑪	障害のある中高生を対象とした放課後デイサービスを実施したいと考えています。第三の居場所の要件に当てはまりますか。	第三の居場所事業は小学校低学年が対象者の中心となりますので、中高生がメインの対象であれば要件から外れます。また、障害のある方のみを対象とする場合も、本事業の趣旨から外れます。

2.申請について	(3) 複数拠点設置について	①	同一法人で複数の拠点を申請することはできますか。	可能です。その場合、申請は基本的に1拠点につき1申請とし、複数拠分それぞれ、必要資料を作成の上申請を行ってください。自治体やモデルが異なる場合、自治体協力届出は各自治体、各モデルに応じたものをご提出ください。ただし、日本財団の助成期間終了後も継続できることが前提ですので、継続性については、継続計画書や自治体協力届出などを通して確認いたします。
		②	既に同事業を実施している拠点が近くにありますが、新たな拠点を設置することはできませんか。	同区域における拠点設置について、必要性が確認できれば可能です。
		③	3モデルを同時に併設することは可能ですか。	離れた地域で、違う拠点を運営することはあり得ます。同じ物件の中で、別モデルを複数実施することはできません。
		④	1つの拠点を開設しますが、活動場所は複数カ所に分かれていても問題ありませんか。例えば学習の場、農作業をする場等活動の種類を分ける予定です。	同じ児童が利用するのであれば、活動場所が複数に分かれていても問題ありません。
		⑤	開設を予定している場所が、12時～17時まで使用できません。午前中と午後で場所が変わる場合、または、午前中開所し時間を空けて7時から再開する場合は助成の対象となりますか。	いずれも助成対象となりますが、場所が変わることや時間に隙間ができることが、運営上支障をきたすことがないか、という点については慎重に審査させて頂くことになります。
		⑥	グループで法人を2つを持っていますが、2法人で別々の場所での申請は可能でしょうか。	2法人で別々の場所での申請は可能です。
	(4) 申請資料について	①	申請費用の「科目」は、簿記勘定科目一覧表などを参考に記入してよろしいでしょうか。	団体の会計科目に従って記入してください。
		②	追加提出書類にあります、前年度決算書類、当年度予算書類の2点は、正式な入力フォーマットはございますか？それとも、任意のフォーマットでもよろしいでしょうか？	任意のフォーマットで構いません。
		③	継続運営のために利用者からは実費程度の利用料を徴収する予定です。その収入は予算書に記載しなくても良いですか。	予算書には、支出費目のみ記載してください。収入に関しては、継続計画書において確認させていただきます。
		④	申請フォームの「31.月あたりの業務日数」や「32.受益者数」については昨年度の実績を書けばよろしいでしょうか。それとも今年度の見込みを書くべきでしょうか。	どちらでも構いませんが、昨年度実績か今年度見込みかを明記してください。
		⑤	定められた資料以外の資料を参考資料として提出することは可能ですか。	可能です。定められた申請資料の提出後、各担当者より審査に係るヒアリングがありますので、その際に担当者に追加資料の提出をお願いします。
		⑥	運営事業のみ申請します。建築見積書等は必要ですか。	必要ありません。
		⑦	記入例等の参考シートは削除して必要なもののみを添付するべきでしょうか、それとも必要以外のものもそのままに添付する方がよいでしょうか。	削除いただいてもそのままでもどちらでも構いません。
		⑧	Googleフォームに字数が決められている場合はそれに従うべきと思いますが、申請補助資料で字数や行数の制限を注記してない場合は、必要に応じて枠を大きくして多くの字数を盛り込んでいいのでしょうか。	必要に応じて枠を広げていただいても構いません。

2.申請について	(5) その他	① 開設事業と運営事業を同時に申請することは可能ですか。	可能です。例えば、2022年4月から9月までの間に施設の改修を行い、2022年10月から2023年3月末までの運営を含んだ事業一つの申請で行うことが可能です。しかし、今回募集する事業の終了日(2023年3月まで)ですので、2023年3月までに運営を開始できない場合は、開設事業のみとしてください。
		② 開設事業は申請せず、運営事業のみ申請することは可能ですか？	可能です。
		③ 開設費と運営費の記載は上限ということですか？	上限です。ただし、開設費が地域の相場や物件状況などによって設定額におさまらない場合、一律で不可とするのではなく、個別に価格の妥当性を審査いたします。
		④ 助成金額の上限を超えた場合はどうなりますか。	原則、自己負担をして頂きます。
		⑤ 開設事業と運営事業、どちらか一方のみが採択となることはあり得ますか。	基本的にはありません。開設事業と運営事業を同時にご申請頂く場合は、原則セットで審査を致します。
		⑥ 日本財団とは別の組織・団体からの助成事業や補助事業と重複してもよいですか。	できません。実施時間や事業内容によって、按分を行う必要があります。例えば、行政から補助金を受けて運営している民間学童の団体が子ども第三の居場所の「コミュニティモデル」の申請を行う場合について、平日(月～金)の学童終了までの時間の運営に要する費用については行政補助金の対象とし、学童終了時間以降に行う「コミュニティモデル」の運営に要する費用については、日本財団からの助成事業として会計処理を行う必要があります。
		⑦ 運営事業は自主財源で行うこととし、開設事業のみ申請することは可能ですか？	原則として、開設事業は必ず運営事業とセットで実施頂いております。ただし、運営事業の助成期間を最長の3年間を経ずに、早期に自立し自主財源で子ども第三の居場所事業を継続いただくことは可能です。初年度は開設事業のみを実施し、運営事業は翌年度以降申請するというのであれば、開設事業のみの申請も可能です。
		⑧ 日本財団とB&G財団、どちらに申請したらよいですか。	事業実施の主体が自治体(運営団体)となる場合はB&G財団に申請いただき、事業実施の主体が非営利活動を行う団体の場合は日本財団に申請いただきます。
		⑨ 初年度は運営事業のみを実施し、翌年度に建物を建て開設事業と運営事業を実施するというのは可能でしょうか。	1年目に運営事業を開始し、2年目に運営事業に加えて開設事業を行うことも不可前ではありませんが、子どもに最適な空間を早く提供するため、1年目での開設事業の実施を推奨しています。
		⑩ 申請後にヒアリングを実施するとのことですが、自治体にはどのような内容のヒアリングがありますか。また、助成金申請時に毎年度実施されますか。	自治体へのヒアリングは必ずさせていただくものではありませんが、ヒアリングさせていただく場合は、団体とのこれまでの連携状況や、実施予定地域の状況等をお伺いさせていただきます。初回の申請時以外にも、運営状況を鑑みて、適宜自治体へのヒアリングをさせていただく可能性がございます。
		⑪ 子どもの居場所づくり事業として、日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクトに応募しました。この居場所づくり事業の必要性を高く感じていますので、上記プロジェクトに不採用だった場合を考え、本事業へも応募することは可能でしょうか。	弊財団の助成に同一内容の申請をすることはできませんので、みらいの福祉施設プロジェクトにご申請いただく場合、本事業の開設事業には申請いただけません。運営事業のみで、みらいの福祉施設プロジェクトにご申請いただく内容と重複がない場合はご申請いただけます。
		⑫ 申し込みは、団体からの申し込みでよいですか。それとも市でとりまとめたの申し込みのほうがよいでしょうか。	初年度より市が事業主体でなければ、申請は団体より行っていただきますようお願いいたします。自治体におかれては自治体協力届出にご協力いただけましたら幸いです。自治体協力届出についても、団体を通じて弊財団にご提出いただけます。
		⑬ 日本財団みらいの福祉建築プロジェクトに応募を予定しています。同じ法人で子ども第三の居場所居場所事業への応募は可能でしょうか。	同じ団体様より両事業にご申請いただくことは可能です。
		⑭ 事業の継続にあたり、現時点では寄付金や補助金は確定しておりませんが、確定していないものを記載しても良いでしょうか。	申請補助資料内の「継続計画書」には、確定していない場合でも、これまでの実績や具体的な施策に基づいた計画をご記載ください。
		⑮ 自治体からの補助金等との併用は可能ですか	地方自治体の補助・助成金(国庫補助金が含まれていない、単費のもの)、企業等からの協賛金は自己負担分として受けられますが、日本財団の助成事業であることを必ず明示していただきます。なお他の公営競技(競輪、競馬など)や宝くじ(toto)などの補助金を受ける事業は申請できませんし、独立行政法人福祉医療機構(WAM)と両方の助成を受けることはできません。

3.開設事業について	(1) 土地について	① 「事業実施ガイドブック」には土地の取得・造成費用は助成対象外とされていますが、継続性を考慮した結果、土地の取得が必要となった場合も助成対象外ですか。	助成対象外です。建物の購入費用も、同様に助成対象外です。
		② 開設事業について、個人から無償又は低額で借りる土地の利用は対象となりますか？	原則対象外です。団体か自治体が所有する土地が優先となります。ただし、個人所有の土地を団体や自治体に譲渡または最長8年以上の無償貸与するなど継続性が担保されることで認められることもありますので申請の際に明記してください。
		③ 法人所有の土地で、抵当権設定がされている土地(銀行融資のローンで購入した土地のため、名義は法人だが銀行による抵当権が入っている)に、法人所有とする建物を新築する場合、開設事業費として申請は可能ですか。	可能ですが、抵当権が入っている土地においては、継続性について慎重に審査させていただきます。
		④ 賃貸の土地で、建物は団体所有とする場合の開設事業は対象となりますか。	原則対象外です。団体か自治体が所有する土地が優先となります。ただし、土地を団体や自治体に譲渡または最長8年以上の無償貸与するなど継続性が担保されることで認められることもありますので申請の際に明記してください。
		⑤ 建物を新築する場合、土地の整地代は助成対象に含まれますか。	土地の整地のみに係る費用であれば、含まれます。旧施設撤去費については対象外となりますのでご注意ください。
		⑥ 自治体の所有の土地の購入を考えています。土地購入の契約締結後4月以降に工事と考えていますが、申請することは可能ですか。	助成金申請時点において、土地の購入または土地の購入を確約する覚書を締結していれば、申請頂くことは可能です。工事自体は事業期間開始日以降の月以降になります。
	(2) 建物について	① 自宅(個人所有物件)の改修は可能ですか。	助成対象外です。個人物件を団体や自治体に譲渡または最長8年以上無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。
		② 開設事業に申請しようと思っているのですが、建物の解体費は助成対象ですか。	助成対象外です。
		③ 現在、建築中の建物の一部負担を開設助成費から行うことは可能ですか。	助成対象外です。
		④ 「旧施設撤去費」は対象外とありますが、改築の場合、建物の一部を取り壊して新たな部分を建築する場合の、取り壊し工事費(処分料含む)は対象になると考えてよいでしょうか？	元からある建物を一部壊して、改修する場合は助成対象となります。旧施設を完全に撤去して更地にする場合は、撤去費用は助成対象外です。新築建物の建設費用のみ対象となります。
		⑤ 公園内にコンテナハウス等を設置して居場所事業を実施する場合、新規にコンテナハウスを購入する費用や、設置費用などは対象になりますか？	自治体による公園の使用許可が得られ、自治体の協力により場所の利用が無料等であれば可能です。
⑥ 自宅(個人所有物件)は対象外のことですが、玄関別で活動を行うための部屋だとしても対象外ですか。		助成対象外です。ただし、個人物件を団体や自治体に最低でも最長8年以上譲渡または無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。	
⑦ 建物を譲渡してもらう予定です。譲渡に係る費用を開設事業内で支出することは可能ですか。		できません。土地や建物の取得に係る費用は助成対象外となるためです。	
⑧ 4年目以降の自立を見据え建物を購入したいです。開設事業として充てることは可能ですか。		できません。建物の購入費は対象外です。	
⑨ 物件が団体の所有ではなく、団体代表者の所有です。開設事業の対象になりますか。		対象外です。個人の資産になるものは助成対象外です。ただし、個人物件を団体や自治体に最低でも最低8年以上譲渡または無償貸与することで認められることもありますので申請の際に明記してください。	
⑩ 賃貸物件を改修したいです。家主の同意を得ています。対象になりますか。		原則、助成対象外です。団体か自治体が所有する物件が対象となります。ただし、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。	
⑪ 古民家を購入もしくは借り上げの上、改修し事業を実施したいです。開設事業の対象となりますか。		物件の取得にかかる費用は助成対象外のため、古民家購入の費用は対象外です。また、賃料も助成金対象外です。団体もしくは自治体所有物件が開設事業の対象となるため、改修についても原則対象外ですが、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。	

3.開設事業について	(2) 建物について	⑫	現在、賃貸物件で子どもの居場所を行っております。申請条件として「自治体もしくはが自己負担でき、賃借契約を最低で8年以上する等で認められることでもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。」	原則、助成対象外です。団体が自治体が所有する物件を優先します。ただし、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低で8年以上する等で認められることでもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑬	空き家のリフォームは対象ですか。	団体、もしくは自治体所有であれば対象です。個人所有であれば原則、助成対象外です。なお、賃貸物件の場合、賃料が自己負担でき、賃借契約を最低でも8年以上する等で認められることでもありますので、申請の際に明記してください。助成終了後も可能な限り長く継続して頂きたいという意図があり、継続性も審査致します。
		⑭	開設事業で建物を新築し、車両と什器備品も購入したいです。全て併せて6000万円が上限ですか。	原則として、全て併せて上限6000万円が上限です。
		⑮	建物の1階を第三の居場所事業専用、2階も第三の居場所事業で活用しつつ、地域の方々の居場所となるような事業継続のための収益事業に活用したいと考えています。改修費の助成は、1階部分のみが対象でしょうか。	2階部分を含めることは可能です。ただし、2階で実施する事業が第三の居場所事業と全く別の事業で、補助金を受けて改修することがある場合は按分して頂きます。
		⑯	建物を改修もしくは新築します。1階は第三の居場所事業、2階は全く別の障がい者就労支援事業で使用したいです。助成の対象になりますか。	1階部分は対象になりますが、全く別の事業を実施する階部分については対象になりません。費用は按分して頂く必要があります。
		⑰	個人所有物件は改修の対象外のことですが、団体理事個人宅の一部を廉価にて賃貸借し、無償の学習支援等を実施しており、第三の居場所事業も実施したいです。そのような場合であっても対象外でしょうか。	個人所有物件の改修、特に申請団体理事長等の関係者の物件は開設事業の助成対象外です。個人から法人へ譲渡された場合は、団体所有の物件として開設事業の助成対象となります。
		⑱	個人物件の改修を検討しています。やむを得ない事情により、採択決定後に土地・建物を団体所有に移す名義変更を行いたいのですが可能ですか。	申請の段階から個人名義ではなく団体名義の物件になっていることが望ましいですが、やむを得ない事情があれば、事業開始(2022年4月1日)前までに団体への物件譲渡を確約する覚書交わしていただいた上で審査を進めることは可能です。ご事情や名義変更の見通し(事業開始の2022年4月1日に間に合うようにご変更いただけるか)を申請書類に明記し、上記覚書を追加提出してください。
		⑲	既存施設の改修は開設事業の対象になりますか。	既存施設の改修も開設事業の助成対象となります。
		⑳	グループの別法人が所有する建物内に開設することは可能でしょうか。	団体様所有、または、賃貸でも最8年以上無償貸与することが確約された場合は助成対象となります。
	㉑	同一建物内で放課後児童クラブと連携した拠点を設置することは可能でしょうか。	可能です。ただし、本事業実施に係る場所のみ助成対象ですので、必ず按分した予算書をご提出ください。	
	(3) 外構について	①	「事業実施ガイドブック」には、旧家屋撤去費・外構植栽工事などの付帯的工事費は対象外となっていますが、子どもの遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象外ですか。	対象内です。子どもの遊びや活動の質を向上させるためのものであれば検討可能です。助成対象となり得るか審査をいたします。
		②	開設事業において外壁工事を実施することは可能ですか。	可能です。子どもの安全や近隣との問題に関わる理由があれば申請書に明記してください。審査の段階で確認いたします。
		③	子ども達が遊ぶ為の遊具、滑り台や砂場などは対象になりますでしょうか？また、施設で運営に必要な物置、自転車置場、駐車スペース、アプローチ、外部との管理をする為のフェンスなど、関わりが有る物は対象になりますでしょうか？	子どもの安全や運営上必要であれば対象となり得ます。申請書に必要な理由を明記してください。審査の段階で確認させていただきます。

3.開設事業について	(4) 建築見積書・設計などについて	①	改修のデザインに困っているのですが、改修例などはありますか。	「空間設計マニュアル」が募集要項のページからダウンロードできるので、ご利用ください。また、具体的なご相談をいただければ、類似の事例について共有できる場合があります。
		②	申請にあたって建築見積書の提出が必要とありますが、どの程度のものが必要ですか。採択が未確定な中で、設計士にどのように頼んだら良いですか。	採択されなかった場合も団体で負担可能な程度で準備してください。基本的には「基本設計」に基づく見積を提出頂ければ問題ございません。審査の過程で「基本設計」についてもご提出をお願いする場合があります。
		③	設計をするにあたり、元となる法令や関係法令があれば教えてください。建築基準法上の用途判定の決まりはありますか。	「子ども第三の居場所」は当財団が主体となって実施している事業であり、元となる法令や関係法令はありません。また、地域の現状や運営団体の特徴・既存事業を考慮した事業の実施を促していることもあり、拠点によって事業形態が異なります。従って、建築基準法上の用途も拠点によって「児童福祉施設等」、「事務所」「公会堂又は集会場」とさまざまです。当財団としては用途の指定などは行っておりませんが、団体の方と事業内容や並行して行う事業の有無などについて話し合いの上、用途を検討してください。
		④	建築見積書について、指定の様式はありますか。	ありませんが、建築士が作成したものをご提出ください。
		⑤	実施設計を委託する場合、200万円以上1000万円以下であれば見積もり合わせを行えばいいでしょうか。	200万円以上1000万円以下の契約は見積もり合わせ、もしくは指名競争入札の対応を原則としています。契約に関する詳細は、事業実施ガイドブック⑧8をご覧ください。(参考:事業実施ガイドブック https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/03/gra_gui_56.pdf)
		⑥	実施設計業者に監理業務を委託する予定です。この場合同時に発注したほうが良いですか。	特に定めておりませんので、どちらでも構いません。
		⑦	提出物として基本設計資料の形式(A4〇枚など)、内容(平面図、立面図、配置図など)などの指定はありますか。	基本設計については、申請時の提出資料として必須ではありません。建築見積書の提出は必須です。審査の過程で、基本設計のご提出をお願いする場合があります。また、11月初旬の追加資料提出の際に参考資料としてご提出いただくことは可能です。形式等に指定はございません。
		⑧	基本設計の見積書ですが採択された後、実際の見積りで増額になった場合、増額分も補助の対象となるのでしょうか。	助成対象とはなりません。採択後の助成金額の増額はできません。よって助成対象となる場合も、自己負担額を増やしていただくか、支出計画の見直しが必要になります。
	(5) 工期・事業期間について	①	工事着工はいつになりますか。事業開始年度の4月～となりますか。	事業開始年度の4月以降に工事業者選定のための入札準備等を行って頂きます。実際に着工となるのは正式な手続きを踏んだ後、業者選定後となります。
		②	4月から拠点の運営を始めたいです。4月より前に準備した期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。	対象外です。開設事業では入札の実施等、事前の準備も必要となります。準備期間も含めて必ず、事業期間内(事業開始年度の4月～3月)での実施を計画してください。
		③	4月から事業開始とありましたが、新築・改修工事なども月の事業開始後から行うということでしょうか。その前に工事を終わらせるということでしょうか。	工事の準備等も含め全て、事業期間内の4月以降に行っていただけます。入札等も必要になりますので、業者の決定や工事着工は早くとも4月以降になるかと思えます。事業開始年度4月より前の契約は対象外です。
		④	工事完了が事業開始年度内に間に合わない場合でも申請できますか。	事業開始が事業開始年度内であれば可能です。申請時は事業終了日(4月31日)に設定し、実際の終了予定時期を別途記載してください。採択後、建築状況に応じて事業期間の延長等、別途の手続きで対応いたします。

3.開設事業について	(5) 工期・事業期間について	⑤ 運営しながら施設を改修することは可能ですか。	通常の運営に影響がない、または仮の実施場所を無料で使用できるということであれば、可能です。申請後の審査の段階で、詳細についてご相談ください。
		⑥ 開設事業について、運営開始は開設事業終了後(改修工事、備品等設置後)になりますが、いつから開始するか規定はありますか？	開設事業の開始は事業開始年度の4月1日となります。年度内になるべく早く開設事業を終え、運営事業を開始いただくことが望ましいですが、開設事業に時間を要する場合は次年度からの運営事業の開始でも構いません。
		⑦ 事業については助成が決定し、財団との契約締結後の4月1日以降に着手とありますが、施設の実施設計についても契約・着手は4月1日以降ということでしょうか。	ご認識のとおり、施設の実施設計についても契約・着手は4月1日以降です。
		⑧ 助成金交付決定後の入札は、設計会社と建築会社は別にしなければなりませんか？	建築会社の選定にあたっては、1,000万円以上の契約となる場合は入札を行っていただきます。入札に際して予定価格の設定等のために基本設計を担当した設計会社が、建築工事の入札に参加することはできません。設計会社の選定に関しては、1,000万円未満であれば入札は不要です。
	(6) その他	① 拠点対象校が複数になるのですが、開設事業の助成金にて送迎用車両の購入は可能ですか。	可能です。拠点や小学校の立地状況などを参考に審査いたしますので、開設事業の予算書に車両購入費を記載してご提出ください。また、車両には当財団が指定するデザインにてラッピングを行って頂きます。詳細は募集要項をご覧ください。
		② 開設事業は建設費だけでなく、必要な家具・電気製品等の什器・備品のみを購入する場合も対象となりますか。	建設費でなくとも、合計500万円以上の備品や設備、車両の購入であれば開設事業の対象となります。500万円未満の場合は運営事業として申請してください。
		④ 採択された団体が、第三の居場所事業の対象となる取り組みの発展のために、助成2年目や3年目に施設の増築や改修をおこないたいと計画する場合、その費用は1年目に限らず2年目以降でも開設費として助成対象となり得えますか。	助成2年目、3年目に開設事業を行うことは可能です。ただし、子どもたちにとってより良い環境をなるべく早く整備し提供するという観点から、準備が整ってしましたら、運営開始のタイミング(助成1年目)で開設事業を行うことが望ましいです。
		⑤ 3年後財団からの補助金がなくなった後、補助金で作った建物の用途変更があった場合は、どのような手続きがありますか。例えば補助金返金、書類手続きなどがありますか。	助成契約において、助成終了後5年間は建物の使用目的の変更は行えない旨を規定いたします。万が一使用目的の変更等が発生する際は、助成金の返還が発生する可能性があります。
		⑥ 飲食店許可が取れるキッチンの設置は必要ですか。	飲食店許可の取れるキッチンの設置は必須ではありません。ただし、コミュニティモデルでカフェを併設する場合は、適切な手続きしてください。
		⑦ 土地や建物について「個人の土地は原則対象外だが、最優年以上無償貸与する貸与契約を締結するなど継続性が担保されることで認められることもある」とのことですが、「最低8年以上」という年数の意味合いを教えてください。	最低8年間の趣旨としては、助成契約書にて、事業期間終了後最優年間の事業継続を規定しますので、運営初年度から3年間の助成期間+助成期間終了後の事業継続期間の5年間の計8年間の土地や建物の継続性の担保をお願いしております。
⑧ 「最低8年以上の賃貸借契約が必要」とのことですが、事務所移転に伴う事業実施場所の移転はできますか。	開設事業を実施した場合は、8年間は実施場所の移転はできません(開設事業を行った場所を継続して使用いただきます)。開設事業を行わず運営事業のみでしたら運営途中での会場の変更も可能です。		
⑨ 民間の土地で8年以上の長期無償賃貸借契約を結び、事業実施を検討しています。無償貸与の契約書等は、11月に他の資料と一緒に提出して問題ありませんか。	民間の土地を借りて開設事業を実施する場合は、最低8年間の賃貸借契約が必要です。無償貸与の契約書については、11月初旬の追加資料提出のタイミングでご提出いただきますようお願いいたします。		
⑩ 公共施設での事業実施を予定しているのですが、登記がされていません。古い公共施設にはときどきあることですが、11月上旬の追加書類は理由書等で代替できますでしょうか。	実測面積が基準を満たしているようであれば問題ありませんが、理由書等、追加書類を求めることがありますので、申請時に登記がなされていない旨を必ず担当者に伝えてください。		

4.運営事業について	(1) 土地・建物について	①	自宅での実施は可能ですか。	無償であれば可能です。ただし、改修・修繕などの開設事業は助成対象外です。また、使用にあたっての条件や合意事項を所有者と運営団体の間であらかじめ決めていただく必要があります。
		②	現在建設中の福祉施設の一部を活用することはできますか。	運営事業については申請可能です。既に建設中の施設のため、開設事業としての建築費の助成は助成対象外です。
		③	開設費用に関しては賃貸物件を不可としていますが、運営事業のみ申請する場合は、その運営場所が賃貸物件でも実施可能でしょうか。	可能です。ただし、賃料は助成の対象外ですので団体に負担いただきます。
		④	運営事業のみ申請します。現在実施している居場所事業があり、その延長上において賃貸物件で事業を実施予定です。運営費の支援は最大年間とありますが、その前提として、申請時に賃借契約において年間事業が継続されることを裏付ける必要はありますか。	運営事業のみであれば、申請時の要件として3年以上の賃貸契約を必須とはしておりません。一方で、最大3年間の運営費助成については単年度毎に申請頂きますが、3年間の助成期間中および助成終了後も、可能な限り同じ場所で事業継続されることが望ましく、賃貸契約の更新タイミングで長期契約を締結されることを推奨します。場所の確保に関する継続性についても審査の対象となります。なお、建物の賃借料は助成対象外です。
		⑤	活動拠点を民家を借り上げることを想定した場合、建物の用途変更は必要になりますか。	行政への届出が必要か否かについては、自治体に確認してください。
		⑥	賃貸物件で拠点を開設したいです。家賃は団体が支払います。申請は可能ですか。	運営事業のみの実施であり、家賃は団体の自己負担であれば申請頂くことは可能です。開設事業も同時に実施する場合は、継続性の観点から基本的には対象外です。
		⑦	現在、賃貸物件で子どもの居場所を行っております。申請条件として「自治体もしくは団体所有物件が優先」とのことですが、賃貸物件での申請は不可でしょうか。	可能です。助成終了後もできる限り長く事業を継続して頂くため、家賃が事業継続の負担とならないか、継続性についても確認させていただきます。なお、建物の賃借料は助成対象外です。
		⑧	延床面積90㎡以上は必須ですか。	基本的には延床面積90㎡以上を要件としていますが、90㎡に満たない場合であってもできるだけ広く場所を取れるところを探してください。近くに使える場所等も含めて総合的に判断致します。
		⑨	延床面積90㎡にオープンテラスも含めて良いですか。	子どもが遊ぶ場所として設置しているなら、問題ありません。
		⑩	賃貸建屋で行政からの家賃補助の交付金を受けて活動している場合、その場所を活用して第三の居場所事業の申請は可能でしょうか。	可能です。なお、事業費については行政からの委託事業と重複がないよう按分してください。
		(2) 常設ケアモデルについて	⑪	子どもの居場所を予定している建物が登記簿の設計と現在の建物が違う場合どうすればいいでしょうか？現在の建物は十分な広さがありますが登記簿上では面積を満たしていないため。
①	常設ケアモデルの対象者の選定は、どのように行っていますか。		主に公的扶助を受ける世帯を対象としています。自治体や学校からの紹介、チラシ配布、イベント実施などを通じて積極的にアウトリーチを行い、対象家庭とつながります。	
②	常設モデルでは食事提供が必須条件とありますが、拠点の手作りではなく弁当屋や配食サービスの利用であっても、食事提供として認められますか。		認められます。	
③	常設ケアモデルの申請を検討しています。助成期間終了後は自主運営をしていきたいのですが、行政の事業として継続する条件は必須ですか？		必須です。常設ケアモデルは行政による事業継続を前提とし、申請時に自治体協力届出A様式を提出頂く必要があります。他のモデルについては団体の事業として継続して頂くことが可能です。	
④	経済状況や家庭状況に課題を抱える小学校低学年が対象と言うことですが、具体的にどのような課題ですか。例えば、一人親でも収入の多いご家庭もあるかと思えますがそういった子ども対象になりますか。		一律の基準を設けているわけではありません。基本的には、生活保護や就学援助を受けているなど、経済的に困窮している家庭を想定していますが、経済的な困窮だけでなく、保護者の子育てへの困り度合いが高い家庭(例えば、ひとり親である程度収入はあるが、多子世帯で子どもの世話が十分にできていないなど)も対象になりますので、家庭や子どもの状況に応じて個別にご判断いただきます。	
⑤	常設ケアモデルを実施したいのですが、助成期間終了後の運営は行政の予算を頼らず自己資金のみにて継続していきたいと考えています。常設ケアモデルでの事業申請は可能ですか。		原則として、助成終了後団体の自主事業での継続の場合は、「常設ケアモデル」での申請はできません。「学習生活支援モデル」もしくは「コミュニティモデル」での申請をお願いしております。	

4.運営事業について	(3) 学習・生活支援モデルについて	①	現在行っている学習支援の実施場所とは別の場所で学習・生活支援モデルを実施してもよいですか。	可能です。例えば「既存の学習支援は公民館で行っているが、週回の学習・生活支援は団体所有の建物を改修して実施する」などが考えられます。ただし、土地や建物に対して賃料が発生する物件での開設事業の実施は、原則として認めることができませんのでご注意ください。
		②	公設で市が学童を運営しているのですが、開設時間を拡張して学習・生活支援モデルを実施することは可能ですか。	日本財団の助成事業については、自治体は対象としていないため、自治体からの助成申請はできません。日本財団と協力・連携しているブルーシー・アンド・グリーンランド財団(B&G財団)が、自治体を対象に同様の「子ども第三の居場所」事業の公募を実施しているので、そちらの募集要項などをご確認ください。
		③	学習・生活支援モデルにおいて、高齢者やさまざまな大人の方の利用も含み、交流しあいながら子どもたちに学習支援を提供することを考えています。問題ありませんか。	学習・生活支援モデルは課題を抱える小学校低学年を中心とした子ども(小学校高学年や中学生も受入可)を対象としています。高齢者や大人の方等幅広い世代の方が利用する場合は、コミュニティモデルでの申請が望ましいです。
		④	学習生活支援モデルにおける対象者の選定は、どのように行っていますか。	主に公的扶助を受ける世帯を対象としています。自治体や学校からの紹介、チラシ配布、イベント実施などを通じて積極的にアウトリーチを行い、対象家庭とつながります。
		⑤	開所時間について、1日あたり最低4時間あれば良いとのこと良いでしょうか？	平日と休日で開所時間が異なることも想定して、1日あたりの最低開所時間は定めておりません。週あたり3日間、12時間以上の開所を満たしていただければ構いません。
		⑥	食事やおやつなどの提供は無しで良いですか。	生活習慣や食事に課題を抱える子どもも多いため食事やおやつ提供はあっても構いません。
		⑦	中学生を対象とした学習支援事業を行っています。小学生まで対象を広げるには年以上の期間がかかってしまうことが想定されますが、そのように小学校低学年まで対象を拡大することが難しい団体も対象に含まれますか？	本事業は小学校低学年の子どもをメインターゲットとしておりますため、中学生が主な対象となる場合は本事業の対象外となります。
	(4) コミュニティモデルについて	①	コミュニティモデルの対象者の年齢制限はありますか。	基本的には小学生以上の子どもを対象とした居場所となりますが、年齢制限はありません。大人を中心に対象者を設定するのは避けてください。
		②	コミュニティモデルの対象児童は、困難を抱えた子どもでなくとも問題ないでしょうか。	地域の様々な子どもを対象としていますが、その中で困難を抱える児童を早期に発見し、支援する必要があります。
		③	子ども食堂を実施している団体でなければ、コミュニティモデルに申請することはできませんか？	子ども食堂を実施してなくても、事業要件を満たしていればコミュニティモデルに申請することが可能です。
		④	コミュニティモデルの人数要件は、大人も含まれていますか？	含まれていません。1日あたり15名以上、子どもが参加するようにしてください。
		⑤	コミュニティモデルについて、子どもだけではなく、若者、障がい者、高齢者等の多世代、共生の居場所は対象になりますか。	子どもが中心であれば、対象です。また人数要件に大人は含まれておりませんが、各回15名以上の子どもを集めてください。コミュニティモデルについては多世代の交流も想定しています。
		⑥	コミュニティモデルについて、利用料を設定して良いでしょうか。	問題ありません。ただし、経済的支援が必要な家庭の利用については配慮をお願い致します。
		⑦	コミュニティモデルの実施場所が「公民館や公共施設の時間利用も可」となっていますが、行政側は申請時点で公共施設の貸し出し8年以上約束手続きはできない、ということですが、その場合でも申請可能でしょうか。	公共施設の時間利用にあたっては8年以上の場所確保の約束は不要です。
⑧	「子どもたちの放課後の居場所」とありますが、土日も開催可能ですか。	可能です。		
⑨	対象とする子どもの定義は、「1日あたり、0歳以上～18歳未満が15人以上、ただし小学校低学年をメインターゲットとする」という認識で間違いありませんか。	間違いありません。		
⑩	対象は「小学校低学年を中心とした子ども(未就学児～高校生)」ということですが、中学生だけを対象にすることは対象外でしょうか。	本事業のメインターゲットは、経済的困窮などの様々な困難を抱える小学校低学年の子どもですので、中学生のみの対象でしたら本事業の対象外です。		

4.運営事業について	(5) 3モデル共通: 対象者・利用人数について	①	各モデルの利用者数及びスタッフ数ですが、1週間あたりの延べ人数でも問題ないでしょうか？(例)学習・生活支援モデルは週日～、1日当たり7名の受け入れが要件だが、週5日実施、1日当たり5名の受入でも問題ないか)	原則不可です。児童受入数、スタッフ数とも1日当たりの人数でご検討ください。なお、可能な限り1日の利用児童数が多い方が望ましいです。
		②	乳幼児や大人を対象とすることは可能ですか。	原則、小学生以上の子どもの対象としています。コミュニティモデルであれば、保護者と一緒乳幼児も利用することも可能です。コミュニティモデルであっても、大人が中心となる利用は避けてください。
		③	過疎地域につき、利用人数が規定以下になることも考えられます。定員割れであっても対象になりますか。	各モデルで要件としている人数を集めて頂くことが原則です。満たない場合であっても、人数の目標を立てて頂くことを前提とし、様々な方法でアウトリーチを行い、子どもを集めていただきます。集まらない場合は個別でご相談いただくことになります。
		④	各モデルの利用人数について、要件を下回った場合運営費削減等のペナルティはありますか。	過去に利用人数が少ないことにより運営費削減等を行った事例はございませんが、児童集めの取組状況を確認させていただくとともに2年目以降の助成額の必要性を審査します。
		⑤	参加する子どもは、市や町を越えての参加でも問題ありませんか。	可能です。子どもが通いやすい距離であれば問題ありません。
		⑥	人数の条件は、事業開始当初から利用対象者として確保する必要がありますか。または、事業を開始し運営していくなかで、定員及び利用人数を確保していくことでも大丈夫でしょうか。	可能な限り事業開始当初から利用者人数を確保いただくことが望ましいです。運営を行う中で人数を増やしていく場合も、初年度中を目途に利用人数を確保いただきます。
		⑦	学習・生活支援モデルは一日当たり7名～、コミュニティモデルは一日当たり5名～となっていますが、人数が違うのはどのような意図がありますか。	常設ケアモデル及び学習・生活支援モデルはより困難度の高い子どもに特化して行うことを想定しているため、コミュニティモデルより定員を少なく設定しております。
		⑧	利用者の中に、「公的扶助」受給者が含まれていなくても問題ないでしょうか。	利用者の中に「公的扶助」受給者が含まれていなくても問題ございませんが、事業を必要とする受益者のため、可能な範囲で対象家庭に情報が届くようお願いいたします。
	(6) 3モデル共通: 事業要件について	①	各モデルの運営時間は、1日あたり最低何時間行わなければならないというルールはありますか。	各モデルの開所時間の目安は、募集要項をご覧ください。
		②	送迎の有無等、運営方法はそれぞれの拠点で設定できますか？	可能です。各モデルの要件の範囲内でご検討ください。
		③	食事の提供は、事業の必須要件でしょうか。	常設ケアモデルは必須です。学習・生活支援モデルは必須ではありませんが、提供しているところが多いです。コミュニティモデルについては必須ではありませんが、提供して頂くことが望ましいです。
		④	拠点に通所する児童は、公共交通機関での通所も想定していますか？その場合、交通費は保護者負担になりますか。	公共交通機関を使用するケースはあまりありません。歩き、もしくは送迎車で学校までお迎えに行き、帰宅時は保護者によるお迎えにより、拠点に通う児童が多いです。
		⑤	拠点の利用料金について、定めている基準等がありますか。	具体的な基準や指定はありません。経済的支援が必要な子どもに関しては、原則無料にしてください。公的扶助を受けていない等、経済的支援が必要ではない家庭からは、助成期間終了後の自立を見据え、利用料をとっていただくことは可能です。運営状況に合わせて料金設定をしてください。
		⑥	居場所を利用している子どもたちは登録制になっているのでしょうか？支援が必要な家庭・子どもたちとどのようにつながっていけばよいのか、何か事例などあれば教えてください。	常設ケアモデルと学習・生活支援モデルは登録制で、行政に気になる子どもを紹介してもらったり学校から紹介される場合もあります。また、チラシやイベントを通して知ってもらったりなど、様々な形でアウトリーチを行っています。コミュニティモデルに関しては気軽に立ち寄ってもらっても想定しているので、登録制ではない拠点もあります。
⑦	食事は、無料で提供していますか。	常設ケアモデル、学習・生活支援モデルの登録児童については無償で提供していただきます。保護者からは数百円料金を頂くこともあります。コミュニティモデルについては、経済的支援が必要でない家庭については料金を設定頂き問題ありません。		

4.運営事業について	(6) 3モデル共通: 事業要件について	⑧ 子どもや保護者への相談支援、面談等を実施するにあたり、働くスタッフの要件はありますか。	資格等の要件はありません。既存拠点には、保育士や教員免許を持っているスタッフも多いです。また、当財団でスタッフ向け研修を準備しており、スキルアップをサポートいたします。
		⑨ 現在、施設運営をしています。常設ケアモデル、学習・生活支援モデルの場合、マネージャー、フルタイムなどのスタッフ体制については現在の施設長やスタッフが兼務することは可能でしょうか。	既に実施されている事業と兼務いただくことは可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行う必要があるため、人件費等は本事業の運営にあられる時間のみが助成対象になります。
		⑩ 運営費としては、各モデルの月額上限額内と承知していますが、準備のための初期費用としては、幾らまで申請可能ですか？ 開設事業費を超えない500万円以内なのか、開設事業と運営事業を合わせて各モデルの上限額以内なのか、どちらでしょうか。	準備のための初期費用を運営事業で計上する場合の上限は50万円以内で、月額運営費の上限には含みません。
		⑪ マネージャーや担当者、講師等をひとりのスタッフが兼務しても問題ないですか。	各モデルの人数要件を満たしていれば、兼務、兼任は問題ございませんが、本事業の助成対象となる人件費は直接本事業に関わる業務を行っている時間のみとなりますのでご注意ください。
		(7) 対象となる費用について	① 法人税は運営費の助成対象内ですか。
	② 固定資産税は運営費の助成対象内ですか。		助成対象外です。
	③ 2022年4月から拠点の運営を始めたいです。2022年4月より前に物品購入等の準備を行い、その期間にかかった費用は助成金の対象となりますか。		対象外です。物品の購入等、準備期間も含めて必ず、事業期間内(2022年4月～2023年3月)での実施を計画してください。
	④ 物件の賃借料は助成対象内ですか。		助成対象外です。
	⑤ 運営事業の中で、家具や電化製品等の什器備品を購入することは可能ですか。		可能です。500万円未満であれば、運営費上限額とは別で備品整備にかかる費用を計上することができます。
	⑥ 現在、行政の補助金で事業運営をしています。賃料は運営事業の助成金に含まれないとのことでしたが、既存の行政の補助金を賃料の自己負担分に充て、財団の補助金両方を利用しての運営も考えてもよろしいでしょうか？		問題ありません。ただし、賃料以外の運営費等については既存事業と切り分けて頂き、重複のないよう事業費を申請頂く必要があります。
	⑦ 他の助成金や補助金との兼ね合いについて、他の質問の回答では、費用仕訳や実施時間帯を明確に区分すれば可とのことですが、例えば子ども食堂に使用する調理器具だけを他助成金で購入するが、運営するスタッフの人件費は本助成で賄う場合などの併用も可能でしょうか。		事業としての按分ができない場合(ひとつの事業として実施する場合)、他の助成金との重複はできません。調理器具を他の助成金で購入することは問題ありません。
	(8) その他	① 初年度はコミュニティモデルとして申請し、その後、常設ケアモデルへ移行する等は可能ですか？	可能です。ただし、移行する時点で、移行先モデルの要件を満たす必要があります。
		② 他団体に再委託をして実施することは可能ですか？	不可です。自治体が運営主体となりB&G財団に申請して実施する場合は可能なこともありますが、相応の正当な理由が必要です。
		③ 「常設ケアモデル」と「学習・生活支援モデル」の違いは何ですか。	両モデルの違いについては募集要項をご確認ください。スタッフ体制や開所日数・時間に応じて運営費などが異なります。なお「学習・生活支援モデル」の場合は助成期間終了後に、自治体の事業として継続するか、自主事業(自己資金などを用いて)として継続するかの2つのパターンに分かれます。
		④ 事業を開始し、建物を建ててから拠点を開所すると、開所日は年度の途中になると思います。運営費の支援は拠点の開所日から9年間にすることはできませんか。	できません。運営費の支援は、運営を開始してから最長9年度目の年度末までです。募集要項に詳細を明記しておりますのでご確認ください。
		⑤ 子ども第三の居場所と放課後児童クラブ等の他事業を同じ時間、同じ場所で実施することは可能ですか。また、その場合の運営費や開設費の按分はどのようにすればよいですか。	同じ時間、同じ場所ですと、事業としての区分けが難しいかと思っておりますので、時間帯を分ける、あるいは場所を分けるなど、事業としての区分けを明確にさせていただく必要があります。
		⑥ 費用の按分方法については、大まかでよろしいでしょうか。	按分方法に指定はございませんが、按分根拠は明確にさせていただきたいと思います。
		⑦ 食事の単価設定はどのようにすれば良いでしょうか。	原材料費等から鑑みた単価設定をお願いいたします。

5.その他	(1) 事業運営について	① 仮に、団体の代表が何らかの理由(病気等)で運営できなくなった場合、どうすればいいですか。そのような場合、最低でも何年以上は続けたいと返金しなければいけない等の条件はありますか？	事業継続ができなくなった場合は、当該年度の使用していない助成金は返還して頂きます。既に使用したものについてはしっかりと事業実施がなされたことが確認できれば、返還の必要はございません。なお、代表者の事故等に影響されない組織基盤や継続の体制が整っているかも含めて申請時に審査致します。
		② 3年間の運営費助成終了後、4年目以降の運営方法について知りたいです。	会費、企業からの協賛・寄付金、事業収入(利用料含む)、助成金・補助金等によって運営費を賄うこととする継続計画を立てて頂きます。
		③ 保護者にはどのような関わり方や支援をしているのでしょうか	各拠点により支援内容は異なりますが、拠点へお迎えに来た際の声掛け、相談支援、定期面談等を行っています。拠点での子どもの様子、宿題、作品などをファイリングし、子どもへのヒアリングシートを作成し、保護者に伝えて子どもを褒める取り組み等も実施しています。
		④ ケガや事故が起こった場合、対応や保険などはどのようにしているのでしょうか。	保険に入っていたり、必要であれば、助成対象にもなります。リスク対応に関しては団体で徹底してください。
		⑤ 困難を抱えた子どもでも有るか否かの判定はどのように考えていますか？	経済的に困難な状況にある児童については、行政による紹介や公的扶助の証明書類を提出して頂く方法があります。また、公的扶助を受給しておらず様々な困難を抱えている場合は、学校や児童相談所等、関係機関との連携や保護者へのヒアリング等で把握します。
		⑥ 居場所での取り組みはそれぞれの現場で独自に考えられたものですか。もしくは日本財団によるディレクションがあるのでしょうか。	両方です。まずは事業要件に沿った形で事業を実施して頂く必要があります。また、当財団からは研修メニューの提供、他拠点の好事例の展開等を行い、他拠点事例を参考に頂くような働きかけを行っています。それ以外にも、各拠点による独自の取り組みもございます。
		⑦ 助成期間終了後の自立を見据え、事業費を補填するために、助成金以外を経営基盤として、物販とかカフェ運営などをビジネスで、自主的な運営をしていく事は問題ありませんか。	問題ございません。
		⑧ 既存拠点のスタッフは何人体制で運営していますか。	拠点により異なります。本募集の要件人数の詳細は募集要項をご確認ください。
		⑨ 3年以降の自立運営について、開所日数を減らしたり、1日の参加人数を減らして運営したり等、3年以降の運営面での基準や条件はありますか。	自主事業として事業を継続いただく中で、事業実施頻度や対象人数を多少変更いただくことはあり得ますが、大幅な頻度・人数の削減はないようにしてください。
		⑩ 保護者が児童の登録に来られないこともあるかと思うが、施設側はどこまで柔軟な対応をして児童を受け入れて良いですか。	児童の登録は必須としていませんが、安全管理上必要な保護者への連絡体制の構築などは実施してください。その上で柔軟な対応をお願いします。
(2) 開設・運営共通：対象となる費用について	① パソコン等、ICT教育に必要な機器は購入可能ですか。	子どもが使用するものであれば、可能です。	
	② ツリーハウス、遊具、キャンプ用品等の備品も対象になりますか。	子どもが使用するものであれば助成の対象となります。500万円以上であれば開設事業、500万円未満であれば運営費としてご申請ください。	
	③ 太陽光熱発電は対象になりますか。運営中の防災にも役立ち、光熱費を少しでも抑えたいと考えています。	子どもの安全や運営上必要であれば対象となり得ます。申請書に必要な理由を明記してください。審査時に確認させていただきます。	
	④ 現在、第三の居場所事業に使用するスペースは、キッチンスペースが十分な広さではないことから、走行可能なキッチンカーも準備できないかと検討しています。キッチンカーの購入費や設備にかかる費用も内容によっては助成対象となりますか。	本事業の運営にあたって具体的な使用予定があればご申請いただけます。審査において必要性や安全衛生管理体制などを確認させていただきます。	
	⑤ 車両を購入したいです。3つのどのモデルであっても購入することは可能ですか。	可能です。	

5.その他	(3) 次年度以降の募集、採択数等について	①	今回は申請が間に合わないのですが、今後同様の公募はありますか？	「子ども第三の居場所」は今後も拠点数の拡大を計画しており、本募集に類似した募集を行っていく予定です。ただし、次回以降の具体的な募集期間等は未定です。
		②	今年度の採択数は決まっていますか。	決まっていません。上限は設けておらず、予算の範囲内で要項に記載の視点に沿って審査を致します。
		③	採択数について、例えば2025年度以前に目標数の500拠点の採択を達成した場合、この事業募集が早めに打ち切られることはありますか。	現時点では未定です。
		④	次年度以降の募集内容も同様ですか。募集要項の内容が変わることはありますか。	次年度以降も募集予定ですが、現時点では詳細は未定です。
	(4) その他	①	子ども第三の居場所事業について、日本財団B&G財団の実施している内容は同じですか？	同じです。日本財団は団体による申請を受け付けていますB&G財団は、自治体が主体となって実施する申請を受け付けています。
		②	本助成金は会計検査院の検査対象になりますか？	対象外です。
		③	個人情報の提供や評価方法等の不安により、自治体が事業の取組自体に消極的な場合、どのようなアプローチが考えられますか。	自治体には自治体協力届出や協定書の内容に沿いつつも、可能な範囲でのご協力をお願いしております。個人情報の提供が難しくとも、事業を周知してもらったり、児童を紹介してもらうなど、可能な範囲内でご協力いただくために事業の趣旨や意図を丁寧に説明し、理解して頂く必要があります。募集要項に自治体への依頼文書を添付しております。また説明会の録画視聴も可能ですのでご活用ください。
		④	事業準備のためにもう少し早く採択の可否を教えてください。	結果は申請年度の2～3月頃にお伝えする予定です。それより早いお伝えは出来かねます。
		⑤	説明会への参加は必須ですか。また自治体にも録画視聴を依頼したほうがいいですか。	説明会への参加は必須ではありませんが、参加頂いたほうが本募集についての理解を深めて頂けるかと思えます。説明会に参加できない場合は、説明会申し込みフォームから説明会の一部の録画視聴を申し込むことが可能です。
		⑥	助成金の支払日はいつですか？団体が支出し、全ての証書類をそろえた後になりますか。	助成金支払は団体様にご指定いただいた日程(最速で事業開始年月末の予定)に行いますので、実際に物品等の購入される以前に助成金をお支払いすることは可能です。ただし、建物の建築・改修に係る費用については建物の完成後の支払いとなります。
		⑦	公共施設にお寺、保育園等は含まれますか？公共施設がどのような施設を指しているのか教えてください。	「公共施設」は公民館や自治体所有建物を想定しており運営事業において賃料や利用料は対象となります。お寺や保育園など民間所有の建物では、運営は可能ですがその賃料や利用料は助成対象外となります。
		⑧	子ども第三の居場所において、中高生の居場所も大切だと思うのですが、小学生がメインの対象となる理由を教えてください	中高生への居場所支援を軽視しているわけではありませんが、本事業においてはなるべく早期の支援を重視していることと、困難な状況にある子どもに対する行政の既存の支援制度でのサポートが薄いことから、小学生を主たる対象としています。